

## 【商 法】

次の [第1問] 及び [第2問] のいずれにも解答しなさい。

※各自で解答用紙に [第1問]、[第2問] と記入して解答すること。

### [第1問]

株式会社の発起設立に際して、発起人Aは、その引き受けた設立時発行株式につき、自己所有の土地（以下「本件土地」という。）を出資することとした。Aは、本件土地を出資するにあたり、会社法上、どのような手続を採ることが要求されるかについて説明しなさい。

### [第2問] 次の文章を読んで後記の【設問】に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、会社法上の公開会社であるが、その株式を金融商品取引所に上場していない。甲社は種類株式発行会社ではなく、甲社の発行可能株式総数は4万株であり、発行済株式の総数は1万株である。甲社は、取締役会において、取引先である乙株式会社（以下「乙社」という。）を引受人として2000株の募集株式を発行すること（以下「本件新株発行」という。）その他会社法所定の募集事項（以下「本件募集事項」という。）を決定し、法定の期間内に公告した。本件新株発行の払込金額は1万円であり、この払込金額は乙社に特に有利な金額である。本件募集事項の決定については、甲社において、株主総会の決議は行われなかった。なお、本件新株発行前に、乙社は、甲社株式を保有していなかった。

### 【設問】

Aは、甲社株式1000株を保有している。Aは、本件新株発行の効力発生前において、会社法上、本件新株発行の差止めを請求することができるか。なお、民事保全法の定める仮の地位を定める仮処分命令の申立てについては言及しなくてよい。